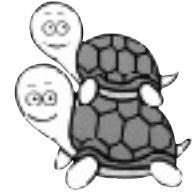


11月は年金月間です

国民年金は、国が安全・確実に運営する制度です。少子化だから年金が破綻するという誤った情報が聞かれますが、少子化だからこそ、将来にわたって確実なのは国が保障する国民年金なのです。



国民年金

5つの安心

1. 国民年金は、国が責任を持って運営する制度です。世代間扶養で支え合う仕組みなので、日本の国が存続する限り、つぶれることはありません。
2. 年金額の3分の1は、国が負担しています。(平成21年度までに2分の1に引き上げられます)
3. 国民年金は、どんなに長生きしても、生涯にわたって支給されるので安心です。
4. 国民年金は、老後の所得を保障する老齢基礎年金ではありません。
病気や事故で障害が残ったときには障害基礎年金、夫に先立たれたときには遺族基礎年金が支給され、現役世代の「万一」の場合にも備えることができます。
5. 国民年金の年金額は、物価等の経済の変動に応じてスライドし、実質価値が守られます。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

- 所得税法の改正により、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した額を証明する書類の添付や提示が義務づけられました。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書(はがき)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

- 証明内容は、1月1日から10月1日までの納付額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付した人は、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

確定申告の際、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書または領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

控除証明書専用ダイヤル 0570・00・9911

(11月1日～平成20年3月14日 平日：午前9時～午後5時)